

# ショートステイあそこの郷入所契約書

社会福祉法人 愛和会

\_\_\_\_\_（以下「契約者」という。）と社会福祉法人愛和会（以下「事業者」という。）は\_\_\_\_\_（以下「利用者」という。）がショートステイあそこの郷（以下「施設」という。）における居室及び共用施設等を使用し、生活すると共に、事業者から提供される短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを受け、契約者がそれに対する利用料金を支払うことについて、重要事項説明書に基づいて協議し、合意に達したので次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

## 第1章 総則

### （契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、お客様がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定める短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

2 事業者が利用者に対して実施する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの内容、利用期間、費用等の（以下「短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画」という。）は別紙、「サービス利用書」に定めるとおりとします。

### （契約期間）

第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から、契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了の2日までに、契約者からの文書による契約終了の申し出がない場合には、本契約は、さらに同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

### （短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画の決定・変更）

第3条 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って利用者の短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとします。

2 事業者は、利用者に係る居宅サービスが作成されていない場合でも、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等、居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。

3 事業者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画について、変更の必要があるかどうか調査し、同意をしたうえで決定するものとします。

4 事業者は、利用者に関わる居宅サービス計画が変更された場合でも、もしくは、契約者の要請に応じて、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうか調査し、その結果必要があると認められた場合には、契約者と協議して、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画を変更するものとします。

5 事業者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

(介護保険給付対象サービス)

第4条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して入浴・排泄・食事などの介護その他日常生活上の世話及び機能訓練、栄養管理、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

(介護保険対象外サービス)

第5条 事業者は、契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービスを提供するものとします。

2 前項の他、事業者は契約者との合意に基づき、重要事項説明書に掲載する介護保険給付対象外サービス（利用者個人の要望による個人的なサービス、または利用者が日常生活を送る上で必要と思われるサービス）を提供するものとします。変更・追加されたサービスについては、その都度文書等にて契約者にお知らせするものとします。

3 事項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

4 事業者は、第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族に対してもわかりやすく説明するものとします。

(利用者への説明)

第6条 事業者は、本契約に基づいて契約者に対して行うのと同様の説明を、利用者に対しても行うよう努めるものとします。

2 契約者は、本契約に基づいて事業者から行われる説明及び報告等について、利用者の家族等へ適宜説明を行うよう努めるものとします。

(契約期間と利用期間)

第7条 本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条に定められた契約期間内において、事業者が利用者に対し、現に短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

## 第2章 サービスの利用と料金の支払い

(利用料金)

第8条 第4条及び第5条に定めるサービス利用を受けた場合、その料金は別表に定める所定の「料金体系表」のとおりです。

(サービス利用料金の支払い)

第9条 利用者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、契約者は、重要事項説明書に定める料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：サービス利用料金の1割）を事業者に支払うものとします。ただし、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合、居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。要介護認定後、または居宅サービス計画作成後、自

己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

- 2 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は利用期間中の食事代と利用者の日常生活上必要となる諸費用実費（オムツ代を除く）を事業者に支払うものとします。
- 4 契約者は、第3項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了時に支払うものとします。

（利用の中止・変更・追加）

第10条 契約者は、第7条に定める利用期間において、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス開始の前日までに事業者申し出るものとします。

- 2 契約者が利用開始日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満室で契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、ほかの利用可能期間を契約者に提示して協議するものとします。
- 4 契約者は、第7条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。
- 5 前項の場合に、契約者は、利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。
- 6 第4項により利用者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、事業者は、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

（利用料金の変更）

第11条 第9条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

- 2 第9条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、事前の説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

### 第3章 事業者の義務等

（事業者及びサービス従事者の義務）

第12条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命・身体・財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員等、もしくは主治医又はあらかじめ定めた医療機関と連携し、利用者からの聴取・確認したうえでサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため定期的

に避難・救出・その他必要な訓練を行うものとしします。

- 4 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行為を制限する行為を行わないものとしします。
- 5 事業者は、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとしします。
- 6 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとしします。

#### (守秘義務)

- 第13条 事業者及び、サービス従事者又は従業員は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供するうえで知り得た利用者又は契約者に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者の医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等に関する情報を提供するものとしします。
  - 3 前2項にかかわらず、利用者に関わる他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報を用いられる者の事前の同意を文書により得たうえで、利用者又は契約者等の個人情報を用いることができるものとしします。

### 第4章 契約者及び利用者の義務

#### (利用者の施設利用上の注意義務等)

- 第14条 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその他の本来の用途に従って、利用するものとしします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとしします。ただし、その場合、事業者は利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとしします。
  - 3 契約者は、利用者が事業所の施設・設備について、故意又は重要な過失により、滅失・破損・汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとしします。
  - 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとしします。

#### (利用者の禁止行為)

第15条 利用者は、事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- ①全館禁煙です。
- ②サービス従事者又はほかの利用者に対して迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動を行うこと。
- ③その他決められた以外の物の持ち込み

### 第5章 損害賠償（事業者の義務違反）

(賠償責任)

第16条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者又は利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第13条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、契約者又は利用者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項における損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第17条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ①契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ②契約者が、利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ③利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ④契約者及び利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第18条 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他事業者の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

2 前項の場合に事業者は契約者に対してすでに実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

(契約の終了事由・契約終了に伴う援助)

第19条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により契約者の心身状況が「自立」と判定された場合
- ③事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合、またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑥第19条から第21条に基づき本契約が解約又は解除された場合。

2 事業者は、前項1号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(契約者からの中途解約等)

第20条 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の2日前までに事業者へ通知するものとします。

2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

- ①第11条第3項により本契約を解約する場合。
- ②利用者が入院した場合。
- ③利用者に係る居宅サービス計画を変更した場合。

(契約者からの契約解除)

第21条 契約者は、事業者もしくはサービス事業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- ①事業者もしくはサービス従事者が正当な理由がなく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合。
- ②事業者もしくはサービス従事者が第13条に定める守秘義務に違反した場合。
- ③事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者及び利用者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事業が認められる場合。
- ④他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

(事業者からの契約解除)

第22条 事業者は、契約者又は利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- ①契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実な告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②契約者による第9条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが、2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

(精算)

第23条 第19条第1項第2号から6号により本契約が終了した場合において、契約者が利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金の支払い義務及び第14条第3項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、請求のあった日から1週間以内に精算するものとします。

## 第6章 その他

(苦情処理)

第24条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者又は利用者からの苦情に対して、苦

情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第25条 本契約に定められていない事項については、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記入捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和                      年                      月                      日

事業者      指定介護老人福祉施設  
                    茨城県指定      第0873700546号  
                    社会福祉法人 愛和会 特別養護老人ホーム あそうの郷  
住 所      茨城県行方市青沼981番地2  
代表者      特別養護老人ホーム あそうの郷  
                    施設長      箕 輪      光 成                      ㊞

契約者      (利用者との関係)  
                    住 所  
                    氏 名                                      ㊞  
                    続 柄

利用者      住 所  
                    氏 名                                      ㊞